

※ 本書面の情報は平成29年11月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

1 被災者の方への支援

■ **当面の生活費をどうにかしたい**
一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付（緊急小口資金）が受けられる可能性があります。
詳しくは各市町の社会福祉協議会まで。

■ **生活保護について**
避難所等の避難先での申請も可能です。また、義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です（自立更生計画書が必要になる場合があります）。

■ **災害時にお金が借りられる制度を知りたい**
以下のような制度があります。【 】内が窓口となります。所得要件等がある場合もあるので、詳細は各窓口にお問い合わせください。

- ◆ **災害甲助金法による貸付【市町】**
災害援護資金制度（負傷・住家被害 最大350万円）
- ◆ **生活福祉資金制度【社会福祉協議会】**
災害援護資金（150万円・無利子～1.5%）
住宅補修費貸付（250万円が目安）
その他、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金も。
- ◆ **母子父子寡婦福祉資金貸付金【自治体の福祉事務所】**
被災者には償還金の支払猶予措置もあり。
住宅の補修等については200万円以内で貸付。

■ **り災証明書とは何か。これがあるとどうなるのか**
り災証明書とは、地震や風水害などの被災者からの申請により、市町が住宅の被害を調査して発行する証明書です。全壊・大規模半壊・半壊などに分かれます。り災証明書は、各種支援金、税の減免、融資申請などに必要となりますので、市町の案内に従って申請してください。
なお、り災証明書は、余震等の二次被害防止のために緊急に建物の危険性をチェックし、赤（危険）、黄（要注意）、緑（調査済）のステッカーが貼られる応急危険度判定とは別の制度ですのでご注意ください。赤（危険）＝全壊認定、ではありません。

- ◆ **年金担保貸付、労災年金担保貸付【独立行政法人福祉医療機構】**
年金額の8割かつ200万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修資金など。
- ◆ **恩給等担保貸付【日本政策金融公庫】**
恩給、年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資。
250万円以内など。
- ◆ **建設・購入の災害復興住宅融資【住宅金融支援機構等】**
半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。
- ◆ **修理の災害復興住宅融資【住宅金融支援機構】**
り災証明書を交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。
- ◆ **国の教育ローン【日本政策金融公庫】**
入学資金、在学資金等の融資。一人あたり350万円以内。

2 支払の問題

■ **年金や健康保険料の支払はどうなるか**
東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納付の期限が延長されました。各市町の担当課に相談してください。
国民年金についても、支払が困難な場合は最寄りの年金事務所に相談してください。

■ **住宅などのローンを支払えない／新たなローンとの二重ローンが心配**
災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人は、被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）の利用を検討してください。自己破産と異なり、現預金500万円、各種支援金、甲助金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。また、既存のローンの免除を受けての新たな住宅ローンによる住宅再建にもつながります。なお、制度を利用してブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは**弁護士会**にお問い合わせください。

■ **公共料金はどうなるか**
電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

■ **税金の支払はどうなるか**
納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。
所得税・消費税・法人税等の国税については、**税務署**に確認を。
法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税については、**県の最寄りの財務事務所**に確認を。市民税・固定資産税・軽自動車税などの市税については、**各市町の担当課**に確認を。

3 保険・共済の問題

■ **地震特約があるから、生命保険金は出ないか**
東日本大震災の際は、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めたそうです。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。
なお、どこの保険会社と契約しているかわからないときは、以下に問い合わせしてみてください。
（社）生命保険協会 静岡地方事務室 054-253-5712

■ **地震・津波で自動車が壊れてしまった**
車両保険は、原則として、地震・噴火・（地震、噴火が原因の）津波による災害による損害は補償対象外とされています。
地震・噴火・津波危険（車両損害）担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、**保険会社**に確認してみましょう。

■ **火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか**
保険金は支払われませんが、保険（共済）によっては、火災保険に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみるべきです。
なお、どこの保険会社と契約しているかわからないときは、以下に問い合わせしてみてください。
・災害救助法が適用された地域の方は
「自然災害損保契約照会センター」 0570-001-830（ナビダイヤル）へ
・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ

4 紛失物の問題

■ **本人確認できる証明書（免許証、旅券、マイナンバーカード、保険証など）がなくなりました。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか**
住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。
まずは**各市町の担当課**へ。
運転免許証は、お近くの**運転免許センター**や**住所地を管轄する各警察署**で再発行手続をしてください。
また、保険証が手元になくても、保険診療は受けられます。

■ **銀行の通帳などがなくなってしまって、お金がおろせない。再発行してくれるのか**
銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。
各銀行の窓口に問い合わせてください。通帳を紛失しても権利を失うことはありません。
身分証明書があれば持参し、ないときはそのことも併せて相談してください。

■ **自動車がなくなりました（使えなくなりました）ので、登録を抹消したい**
お近くの**運輸支局**に確認を。

■ **権利証の紛失など**
不動産の権利証を紛失しても権利を失うことはありませんのでご安心を。

■ **実印や印鑑登録証がなくなりました**
実印をなくされた場合は、印鑑登録証の廃止手続を行ってください。印鑑登録証をなくされた場合は、印鑑証明書の交付申請ができませんので、印鑑登録証の亡失手続を行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる官公署発行の証明書（運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど）が必要です。手続は**各市町の担当課**に確認してください。

■ **クレジットカードがなくなりました**
各クレジットカード会社に紛失の連絡をし、新たなカードの発行を求めてください。

5 その他

■ **免許証の有効期間が迫っている**
東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

■ **会社を経営していたが、この災害でやっていけなくなった**
日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度、グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）など、いろいろな融資制度や補助金制度があります。
金融機関、商工会議所、県などに相談してみましょう。